

知北斎場資源物売払い仕様書

1 資源物

残骨灰等（人体及び動物の残骨、集塵灰、台車保護材等をいう。）

2 概要

知北平和公園組合は、買受人が知北斎場の残骨灰等を搬出し、資源物を分離・処分し、無害化・減容化された残骨を組合へ返還するという一連の業務を適正に行うことを条件として、残骨灰等を売払うものとする。

残骨灰等の処理に必要なすべての費用は買受人が負担するものとし、搬出した残骨灰等に含まれる資源物は買受人がすべての権利を有するものとする。

残骨灰等の業務の際は、故人の尊厳に配慮するとともに、関係法令を遵守して実施するものとする。

3 搬出場所・返還場所

知北斎場 大府市桜木町五丁目 1 1 3 番地

4 残骨灰等数量

年間約 7.3t（人体：約 6.8t 動物：約 0.5t）

残骨灰等数量は、集塵灰、台車保護剤等の数量も含まれており、実際の数量を保証するものではなく、事後の清算も行わないので留意すること。

過去の実績は下表のとおりであり、これらの情報も参考にして入札参加者の責任において応札すること。

【実績数量（搬出時）】

※12歳以上を対象

項目	人体	動物
令和4年度	6.8t (2,517 件※)	0.5t (2,633 件)
令和3年度	6.0t (2,269 件※)	0.2t (2,795 件)
令和2年度	5.2t (2,129 件※)	0.2t (2,769 件)
令和元年度	5.6t (2,026 件※)	0.6t (2,902 件)

5 内容

(1) 業務期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

(2) 業務内容

ア 共通

- ・残骨灰等は、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に鑑み、故人の尊厳と遺族の感情に配慮して丁重に取り扱い、本組合の残骨灰等以外の物が混入することがないように十分に注意すること。
- ・買受人は、搬出日程・処理施設・処理工程を記載した業務計画書（任意様式）及び業務責任者・業務従事者を記載した体制図（任意様式）を、契約後10日以内に提出し、組合の承認を受けること。
- ・残骨灰等は、人体残骨灰等と動物残骨灰等が相互に混入しないよう、分別して管理すること。
- ・買受人は、残骨灰等について、組合の承認を受けた場所以外に搬入し、投棄してはならない。
- ・業務の再委託は原則禁止とするが、組合の承諾を受けた場合は、例外的に一部の業務を再委託することができる。この場合、再委託する業務、再委託先等を事前に書面（任意様式）で組合に通知し、承諾を受けなければならない。

イ 搬出

- ・四半期に1回以上の搬出を行うこととし、搬出作業をする旨の連絡を搬出日の30日前までに行うこと。
- ・残骨保管袋を契約後速やかに納入すること。（土嚢袋等を想定）
- ・搬出作業中の写真、搬出前後の斎場保管庫の写真、搬出した袋数や重量を記録した結果を、搬出日毎に提出すること。

ウ 保管

- ・保管は建物内の区画された場所とし、残骨灰等の飛散・流出等がないようにすること。
- ・保管状況の写真を、搬出日毎に提出すること。

エ 減容化・無害化処理等

- ・減容化された残骨灰等は、搬出時の重量の5%以下となることを目標とし、直径1mm以下の粉末に近い状態となるように処理すること。
- ・減容化された残骨灰等は、組合へ返還する残骨と、買受人が処分等を行う資源物及びその他（不燃物、不純物等）に分別し、処理後の重量を計測した結果を、搬出日毎に提出すること。
- ・その他（不燃物、不純物等）を適正に廃棄等処理したことを証する書類を、搬出日毎に提出すること。
- ・処理状況の写真を、搬出日毎に提出すること。
- ・集塵灰は残骨灰と分別し、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年）」を参考にして適正に無害化処理すること。
- ・残骨灰等に含まれる重金属等については、厚生労働省の「火葬における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書（平成22年）」の不溶化・熔融処理を参考にして適正に無害化処理すること。
- ・無害化処理に関する自主管理書類を、搬出日毎に提出すること。

オ 残骨（人体・動物）の返還

- ・返還する残骨は、人体と動物を区別した状態で、粉末条の残骨が飛散・漏洩しない材質の袋等に入れ、知北斎場の倉庫に返還すること。
- ・返還する残骨は、持ち運びが可能なサイズの袋であること。
- ・返還する日時は、組合と協議して決めること。

6 入札方法等

(1) 契約方法

制限付一般競争入札（過去2年間において、地方公共団体と4トン以上の残骨灰の処理業務の契約又は残骨灰（資源物、有価物を含むもの。）の売渡し契約を2件以上締結し、すべて誠実に履行している者であること。

(2) 入札詳細

予定価格以上の入札価格を提示した者のうち、最高の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

なお、入札価格は以下のとおり算出すること。

資源物価格－処理費用＝入札価格（正の値に限る。）

(3) 注意事項

- ・事後清算は認めない。
- ・精錬費用等の諸経費は買受人が負担する。

7 業務完了報告

買受人は、本仕様書に示す業務の履行をもって作業完了とし、以下の図書を組合に提出すること。

- ・完了届
- ・搬出日毎に提出する図書

8 その他

- (1) 本仕様書及び契約書等に定めのない事項については、組合及び買受人双方で協議し決定する。また業務の遂行内容の疑義及び本仕様書並びに契約書等の解釈に関する疑義が生じた場合も同様とする。
- (2) 組合は必要に応じて業務の履行状況を調査することができる。
- (3) 資源物の搬出後に損害（第三者に及ぼした損害も含む）が生じたときは、その原因が組合の責に帰すべき場合を除き、買受人が責任を負う。
- (4) 買受人は、この契約に関連して、業務上知りえた機密を第三者に漏らしてはならない。